岩手県新型インフルエンザ等対策ガイドライン の概要

〇本ガイドラインは、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を踏まえ、各分野における対策の具体的な内容・実施方法、関係者の役割分担等を示したもの

〇本ガイドラインの周知・啓発により、県のみならず、 市町村、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進することを目指すものである。

岩手県新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

- I サーベイランスに関するガイドライン
- : 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・県民等への情報還元に活用。
- Ⅱ 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン
- : 県民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

- Ⅲ まん延防止に関するガイドライン
- :流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

Ⅳ 予防接種に関するガイドライン

:ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

- V 医療体制に関するガイドライン
- : 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。
- VI 患者搬送に関するガイドライン
- : 新型インフルエンザ等発生時に、円滑かつ適切な患者等の搬送を行うため、搬送時に講ずる感染予防対策等について定めるもの。
- Ⅲ 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン
- : 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

県民生活及び県民経済の安定の確保

- Ⅲ 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン
- :事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。
- Ⅳ 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン
- :個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。
- X 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン
- :死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。
- (参考)新型インフルエンザ等の基礎知識